

あきしましそうだんしえんじぎょうしょ いちらん
昭島市相談支援事業所 一覧

①～③の事業所は市より相談業務を受託している相談支援事業所で、サービス等利用計画の作成、サービスに関する相談や利用の調整、福祉サービスに関わる総合相談を受け付けています。

事業所名	所在地	電話番号・Fax	対象者
①昭島市障害者 相談支援センター	昭 和 町 4-7-1 あきしましほけんふくし 昭島市保健福祉セ ンター2階	☎ 513-5456 ファクス Fax513-5457	障害のある方とその家族 すべての障害
②自立生活 センター・昭島	あさひちょう 朝日町3-18-12	☎ 545-7553 ファクス Fax545-7637	障害のある方とその家族 すべての障害
③虹のセンター25	なががみちょう 中神 町 1176-19-101	☎ 549-7733 ファクス Fax549-1128	障害のある方とその家族 すべての障害

以下④～⑨の相談支援事業所は主にサービス等利用計画の作成を行っています。

事業所名	所在地	電話番号・Fax	対象者
④ウイズ 相談支援事業所	みどりちょう 緑 町 4-15-23	☎ 544-1782 ファクス Fax544-3878	主に知的障害のある方及びその家族 知
⑤めりーらいふ	あすまちょう 東 町 4-9-3	☎ 546-4243 ファクス Fax546-4243	主に身体・知的・精神障害のある方及びその家族 身・知・精
⑥ゆらり 相談支援事業所	あさひちょう 朝日町3-2-17 ニューシティコー プ2 202号室	☎・Fax 042-808-8558	主に身体・知的・精神障害のある方及びその家族 身・知・精
⑦昭島生活実習所	まつばらちょう 松原 町 3-11-15	☎ 541-8796 ファクス Fax541-9246	主に身体・知的・精神障害のある方及びその家族 身・知・精
⑧ゆいのもり 相談支援センター	つつじが丘 3-5-6-114	☎ 519-2660 ファクス Fax545-5451	主に精神障害のある方及びその家族 精
⑨子ども発達プラザ ホエール	つつじが丘3-3 -1	☎ 519-7633 ファクス Fax519-7644	主に身体・知的・精神障害のある児童及びその家族 身・知・精



上記以外に福祉相談ができる場所や人がいます！

★身体障害者・知的障害者相談員：障害のある方の地域生活を支援するため市から委嘱を受けた相談員です。

★心の健康相談（精神保健福祉一般相談）：精神科に通院されている方、ご家族の方を対象とした相談です。

お問い合わせ 昭島市保健福祉部障害福祉課：042-544-5111（代表）

★昭島市社会福祉協議会：成年後見制度や日常生活自立支援事業等、地域福祉の様々な相談が出来ます。

お問い合わせ 昭島市社会福祉協議会：042-544-0388

あきしまし
昭島市
しょうがいしゃ
障害者
そうだんしえんじぎょうしょ
相談支援事業所

とき
こまった時は
ここに相談！

いちらん
一覧マップ

しょうがいしゃそうだんしえんじぎょうしょ なに
障害者相談支援事業所って何？

あきしまし げんざい しょう しょうだんしえんじぎょうしょ
 昭島市には現在9か所の相談支援事業所があります。相談支援事業所は福祉にかか
 わるなんでも相談所です。相談支援事業所には相談支援専門員という相談員がいま
 す。その相談員が障害のある方の生活の相談や、障害福祉サービスの利用、社会資源
 を活用するためのお手伝いをします。その他に、市、医療機関等とネットワークを作
 り、障害のある方が地域で安心して生活を送るための支援をします。

ちいき せいかつ ふくし こま ふあん こと
 地域での生活や福祉サービスについての困りごとや不安、わからない事などがあり
 ましたら、お近くの相談支援事業所にお越しく下さい。電話での相談受付も可能です。

はっこうねんげつ れいわ ねん がつ かいてい
 発行年月：令和2年8月（改訂）

へんしゅう はっこう あきしまししょうがいしゃちいきしえんきょうぎかい そうだんしえんぶかい
 編集・発行：昭島市障害者地域支援協議会 相談支援部会

はっこうきょうりょく あきしましほけんふくししょうがいふくしか
 発行協力：昭島市保健福祉部障害福祉課

昭島市公式キャラクター アッキー＆アイラン

あきしまししょうがいしゃちいきしえんきょうぎかい そうだんしえんぶかい なに
昭島市障害者地域支援協議会 相談支援部会って何？

相談支援部会とは、市内の相談支援事業所(9か所)、昭島市社会福祉協議会、医療機関、身体・知的
 障害者相談員、高齢者地域包括支援センター、昭島市役所障害福祉課など立場や分野の違う機関が集
 まり、情報共有や事例検討会議を通して、昭島市の地域福祉の実態や課題を調査し、障害のある方々
 が安心して暮らしていける街づくりを目指しています。

障 害のある方々が、地域で生活をしていく時に、福祉サービスの利用や生活の困りごとなどを相談する場所がどこにあるのかわからない事が実態として浮かび上がりました。市内のどこで誰が相談にのってくれるのかを、わかりやすくするためにこのマップを相談支援部会で作成しました。お手に取ってくださった皆さんに活用していただけたらと思います。

サービスを利用するにあたり、サービス等利用計画・障害児支援計画の作成が必要です

障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する全ての方に、サービス等利用計画または障害児支援計画を作成します。住み慣れた地域で、安心して希望する生活の実現のために、「どのサービスをどのくらい利用したらよいか」など、地域の相談支援事業所の相談支援専門員と一緒に考えながらサービス等利用計画を作成します。変化するライフステージに対して、途切れることなく一貫した支援を行う意義もあります。

